

日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合する 独立行政法人への原子力委員会の関与について

平成15年5月20日
原子力委員会

原子力委員会と日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合する独立行政法人（以下「新法人」という。）の関係については、既に「日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の廃止・統合と独立行政法人化に向けての各事業の重点化及び運営等に関する方針（平成14年12月17日原子力委員会）」において、原子力委員会は新法人の研究開発の方向について今後も継続して必要な関与を行っていくべきとの考えを示したところである。

原子力委員会は、原子力基本法等に基づき、新法人の業務に関して引き続き所要の調整を行い、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて主務大臣に勧告することが出来るが、以下の原子力委員会の関与について検討し明らかにする必要がある。

主務大臣による新法人の中期目標の策定に当たっては、原子力委員会の定める原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画に基づくこと。

主務大臣による新法人の中期目標の策定、中期計画の認可等に当たっては、原子力委員会が企画、審議し、決定する国の原子力政策に基づいているかとの観点から、あらかじめ原子力委員会の意見を聴くこと。

主務大臣による新法人の理事長及び監事の任命・解任への原子力委員会の関与。